

## 令和5年度職員団体との交渉結果（第3回確定交渉（部長2回目））

### 1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県職員組合、全教滋賀教職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合、滋賀県障害児学校教職員組合

### 2. 当局側出席者

総務部長、総務部次長、総務部管理監（人事課長）、他人事課員

### 3. 交渉日および場所

令和5年11月16日（木）13:15～14:40 大津合同庁舎7D会議室

### 4. 内 容

人事委員会勧告の実施、諸手当の改善、会計年度任用職員の処遇改善、管理職員等の範囲、人事評価制度の見直し、休暇制度など

### 5. 交渉状況

職員団体	県
<p>全世代において給料表の改定がなされたこと、一時金もわずかではあるが引上げがなされたこと、子に係る扶養手当が1万円に改定されたことについては、評価する。</p> <p>ただし、物価高騰に追い付くものになっておらず、引き続き、引上げの検討をお願いしたい。</p>	/
<p>再任用職員の給与水準が低い。再任用職員のモチベーション維持のためにも、再任用職員の給与改善をお願いしたい。</p>	<p>人事委員会勧告に沿った対応が基本となるが、皆さんと真摯に話し合いを行っていきたい。</p>
<p>獣医師の初任給調整手当については全国でもトップレベルの水準に上げられたと思っており、評価する。</p> <p>ただし、各団体で少ない獣医師を取り合っている状況であり、引き続き人材確保をお願いしたい。</p> <p>また、家畜の殺処分では精神的な負担も大きく、給料の調整額の支給の検討もお願いしたい。</p> <p>薬剤師の人材確保について、特に病院で困難な状況が起こっている。薬剤師に対する初任給調整手当の新設については、引き続きの協議課題としてお願いしたい。</p>	/
<p>会計年度任用職員の期末手当の支給月数が上げられたこと、報酬の遡及改定がなされたことは評価する。</p> <p>ただし、会計年度任用職員の報酬については、</p>	/

<p>社会人経験があっても同じ水準となっており、報酬上限の改善をお願いしたい。資格職種については、特にお願いしたい。</p>	
<p>会計年度任用職員の私傷病特別休暇が無給であることについては不満が大きい。 私傷病特別休暇の有給化に向けて、積極的な検討をお願いしたい。</p>	
<p>令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当を支給することについては、支給月数も正規職員と同様であり、評価する。 会計年度任用職員の人事評価結果の成績率への反映については、来年度からということであるが、反映は令和6年12月期以降にしかできないということではどうか。</p>	<p>会計年度任用職員の人事評価結果の成績率への反映を令和6年6月期からとするのか、12月期からとするのかについては、検討中である。</p>
<p>課長補佐級職員の管理職員等の範囲の見直しについて、引き続き検討をお願いしたい。</p>	<p>見直しが必要という問題意識を持っている。現在、人事委員会とともに検討を行っているところであり、皆さんとも話し合っていきたい。</p>
<p>人事評価制度の見直しについて、引き続きの検討課題としてお願いしたい。</p>	<p>人事評価制度については、人材育成のツールとして活用していくものと認識しており、必要に応じて見直しを行いながら、取り組んでいきたい。 人事評価結果の給与反映については、行政経営方針に掲げる「県庁を担うひとづくり」を推進する観点から、勤勉手当の支給総額を超えない範囲で「優秀」に決定できる職員の割合を拡大し、より多くの職員の成果に報いることのできる運用としたい。 また、より柔軟な運用となるよう、「特に優秀」に決定すべき職員がいない場合には、その枠を「優秀」に充てることできないかということも関係機関と調整していきたい。</p>
<p>看護休暇の日数が少ない。2人以上の子を養育する職員については、本来の5日に加えて、さらに5日が付与されているが、3人以上の子を養育する職員に対するさらなる日数の加算をお願いしたい。 また、加算対象を中学校就学までの子から中学校卒業までの子とするよう引き続き検討をお願いしたい。 併せて、感染症拡大による学級閉鎖や台風による休校時に、不可抗力の事故休暇、もしくは看護休暇等で休めるようにしてほしい。</p>	<p>子育てと仕事の両立については、公務職場のみならず社会全体で取り組んでいくものと認識しており、国の動きを県としても見ていきたい。</p>
<p>社会貢献活動休暇について、県職員が地域の受け皿となれるよう、対象拡大の検討をお願いしたい。</p>	